

令和4年4月8日

三中校区保護者・地域の皆様

三中校区小・中学校長
PTA会長

校外生活における学校・家庭・地域の役割について（お願い）

1 趣旨

平成31年3月、文部科学省より「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」という通知が出されました。学校では、学校行事、放課後の活動、会議の精選や見直し、中学校では浜田市のガイドラインに則り、部活動における負担軽減を図り、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな指導ができるように努めています。これからは、「地域の子どもたち」という視点で教育目標を共有し、学校・家庭・地域それぞれに何ができるか考え、連携していくことが必要です。そこで、校外生活における学校・家庭・地域の役割を整理し、互いに分担する中で、それぞれの学校の役割を果たしていきたいと考えています。家庭・地域のご協力をよろしくお願いします。

2 役割分担の基本的考え方

○校外生活（登下校も含む）は、保護者の管理下とする。

○地域では、登下校の見守りや危険箇所や子どもたちの交通マナーについて学校・家庭に情報提供をする。

○学校では、校外での生活指導、交通ルールの指導や地域からの情報提供を児童・生徒、家庭に周知する。

(1) 【登下校】登下校は、保護者の管理下で。

①決められた時刻までに登校する。

小学校：通学路を設定している。

中学校：通学路は設定していない。自転車で通学したい生徒は、「自転車通学届」を提出し、「自転車通学規定」に従い、安全に努めること。

②欠席・遅刻の連絡は、保護者から学校へ必ず連絡する。

③各自交通マナーを守り、安全な登下校を心がける。

④安全タスキを着用して下校する。（中学校のみ）

(2) 【帰宅時間】中学校は、部活動のある日を除く。

4月から10月 18:00まで

10月から 3月 17:00まで

(3) 【スマホなどのインターネット使用】ご家庭でのインターネットやSNSなどの利用は、保護者の管理下で。

①小中学校での指導

○講師を招いての情報モラル教室の開催や授業を通しての情報活用能力の育成を行う。

○SNS を通じての人間関係のもつれや特定の子どもに対する誹謗・中傷を行うなどの「ネット上のいじめ」、あるいはインターネットを通じた個人情報の流失などが学校の教育活動の中で起こった場合は、家庭と連携を図りながら指導する。

②各家庭へのお願い

○お子様の利用されるネット環境（パソコンやスマートフォンなどの携帯電話、ゲーム機等）につき

ましては、使用の約束などを決めてください。

(例) 小学校では、21 時以降、中学校では、22 時以降は、使用を控える

○SNS を通しての人間関係のもつれや特定の子どもに対する誹謗・中傷を行うなどの「ネット上のいじめ」、あるいはインターネットを通じた個人情報の流失などについて使用状況を把握できる環境を整えてください。

○まちがった利用をしている場合は、その場で指導してください。

3 その他、校区内小中学校での共通理解、確認事項

(1) 【学習】

①家庭学習＝宿題＋自主学習

②家庭学習の時間の目安（中学校は最低家庭学習時間）

小学校 1・2年生 15～30分程度

3～6年生 10分×学年＋α

中学校 1年生 1時間

2年生 1時間30分

3年生 2時間

③各学校にある『授業の約束』を守り、皆が学習に取り組めるように協力する。

(2) 【所持品】

①持ち物には必ず記名する。

②学習に必要なもの以外は持ってこない。

不要なものを持ってきた場合は、一時預かり、家庭連絡をして保護者に返却する。

③必要以外の金銭は持ってこない。

④携帯・スマホ等の情報端末機器を校内へ持ち込むことは禁止する。

明確な理由がある場合→「持込許可願」を申請し、事前に許可を得る。（中学校）

→ 学校へ相談する（小学校）

(3) 【確認事項】

◇公共施設の物を破損した時はその旨を管理人にきちんと届け出ること。

◇川や海での遊泳は家族に確認を取ること。駐輪をきちんとし、ゴミは持ち帰ること。

（小学校では、川や海での遊泳は保護者同伴とする）

◇夜間の外出は保護者同伴とする。（土・日・祝日 長期休業中）

*夜10時以降の外出は「深夜徘徊」として、警察による指導の対象となる。

◇カラオケボックス、ゲームセンター、ゲームコーナー、ボウリング場、インターネットカフェなどの遊技場、飲食店等への出入りは保護者同伴とする。

（小学校はお金の必要な場所に子どもたちだけで出入りしない）

◇生徒だけでの旅行・外泊は禁止する。

問い合わせ先

担当 教頭

三中 TEL 27-1150

周布小 TEL 27-1006

長浜小 TEL 27-0221